

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月20日

【会社名】 メディアスホールディングス株式会社

【英訳名】 MEDIUS HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池谷保彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-3242-3154(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営推進本部長 芥川浩之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-3242-3154(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営推進本部長 芥川浩之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は平成29年12月7日開催の取締役会において、株式会社ミタス（以下「ミタス」）の株式を取得し（以下「本件株式取得」）、その後当社を完全親会社、ミタス及びディーセンス株式会社（以下「ディーセンス」）を完全子会社とする簡易株式交換を行うこと（以下「本件株式交換」といい、「本件株式取得」と併せて「本件統合」と総称する）を決議し、同日付で株式譲渡契約、株式交換契約を締結いたしました。また、本件統合の効力発生に伴い、ミタスは当社の特定子会社に該当することとなり、主要株主の異動も併せて生じるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号、第6号の2及び第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

その後、平成30年2月20日開催の取締役会において、平成30年4月1日を効力発生日とする株式分割（普通株式1株につき3株の割合）の実施について決議したため、株式分割の効力発生を条件として、本件株式交換契約に係る交付株式数に変更が生じる見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

## 2. 本件統合の決定

- (5) 本件統合の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容  
株式交換に係る割当ての内容

会社名	メディアスホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社ミタス (株式交換完全子会社)	ディーセンス株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	1.794	106.667
株式交換により交付する株式数	-	普通株式： 714,729株	普通株式： 64,000株

(注) 1. 株式の割当比率

ミタス株式1株に対して当社株式1.794株、ディーセンス株式1株に対して当社株式106.667株を割当交付します。ただし、効力発生日(平成30年7月2日)時点において当社が保有するミタス株式については、本件株式交換による株式の割当は行いません。

## 2. 本件株式交換により交付する株式数

本件株式交換に際して、当社普通株式778,729株を割当交付する予定であり、交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。

その他の株式交換契約の内容

当社がミタス及びディーセンスとの間で、平成29年12月7日に締結した株式交換契約書の内容は以下のとおりであります。

## 株 式 交 換 契 約 書

メディアスホールディングス株式会社(本店所在地：東京都中央区。以下「甲」という)、株式会社ミタス(本店所在地：福井県福井市。以下「乙」という)は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」といい、本書を指す場合は「本契約書」という)を締結する。

## 第2条(交換対価の割当交付)

甲は、株式交換に際して、効力発生日(第5条において定義する。以下同じ)の前日の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(甲を除く)に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に1.794を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

## 株 式 交 換 契 約 書

メディアスホールディングス株式会社(本店所在地：東京都中央区。以下「甲」という)、ディーセンス株式会社(本店所在地：石川県金沢市。以下「乙」という)は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」といい、本書を指す場合は「本契約書」という)を締結する。

## 第2条(交換対価の割当交付)

甲は、株式交換に際して、効力発生日(第5条において定義する。以下同じ)の前日の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(甲を除く)に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に106.667を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

## 3. 主要株主の異動に関する事項

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年12月7日現在)	0個	0%
異動後	7,295個	10.05%

(注) 1 . 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年12月7日現在の発行済株式総数6,484,512株から議決権を有しない株式として自己株式200株及び単元未満株式1,412株を控除した総株主等の議決権の数64,829個に、本件株式交換による新株式発行により割当交付する普通株式778,729株に係る議決権の数7,784個を加算した72,613個を基準に算出しております。

(訂正後)

## 2. 本件統合の決定

(5) 本件統合の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

## 株式交換に係る割当ての内容

会社名	メディアスホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社ミタス (株式交換完全子会社)	ディーセンス株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	5.382	320.001
株式交換により交付する株式数	-	普通株式： 2,144,188株	普通株式： 192,000株

(注) 1. 株式の割当比率

ミタス株式 1 株に対して当社株式5.382株、ディーセンス株式 1 株に対して当社株式320.001株を割当交付します。ただし、効力発生日(平成30年7月2日)時点において当社が保有するミタス株式については、本件株式交換による株式の割当は行いません。

2. 本件株式交換により交付する株式数

本件株式交換に際して、当社普通株式2,336,188株を割当交付する予定であり、交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。

その他の株式交換契約の内容

当社がミタス及びディーセンスとの間で、平成29年12月7日に締結した株式交換契約書の内容は以下のとおりであります。

## 株式交換契約書

メディアスホールディングス株式会社(本店所在地：東京都中央区。以下「甲」という)、株式会社ミタス(本店所在地：福井県福井市。以下「乙」という)は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」といい、本書を指す場合は「本契約書」という)を締結する。

第2条(交換対価の割当交付)

甲は、株式交換に際して、効力発生日(第5条において定義する。以下同じ)の前日の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(甲を除く)に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に5.382を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

## 株式交換契約書

メディアスホールディングス株式会社(本店所在地：東京都中央区。以下「甲」という)、ディーセンス株式会社(本店所在地：石川県金沢市。以下「乙」という)は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」といい、本書を指す場合は「本契約書」という)を締結する。

第2条(交換対価の割当交付)

甲は、株式交換に際して、効力発生日(第5条において定義する。以下同じ)の前日の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(甲を除く)に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に320.001を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

## 3. 主要株主の異動に関する事項

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成30年2月20日現在)	0個	0%
異動後	21,887個	10.05%

(注) 1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年12月31日時点の株主名簿より株式分割後の状況を勘案し、発行済株式総数19,453,536株から議決権を有しない株式として自己株式795株及び単元未満株式2,236株を控除した総株主等の議決権の数194,505個に、本件株式交換による新株式発行により割当交付する普通株式2,336,188株に係る議決権の数23,360個を加算した217,865個を基準に算出しております。

以上